

① 件 名																												
石巻市復興応援隊の設置について																												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																												
【背景】 東日本大震災による地震や津波等による甚大な被害により、被災地域におけるコミュニティの持続可能性について懸念されることから、地域に根差したコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援が不可欠であることから、平成24年度に国において復興支援員制度が創設された。 復興支援員制度は、本来であれば市町村が設置要綱等を策定し事業の実施を行うものであったが、宮城県が被災自治体の現状を考慮し実施主体となり、住民主体の地域活動を促進するため、復興応援隊設置要綱を策定し、平成24～28年度までは市町村を代替し地域の活動支援を実施してきた。 【目的】 震災から一日も早い復興を果たすためには、地域に根差したコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、そのためには、住民主体の地域活動の促進とコミュニティ再構築に向けた人材面の支援が不可欠であるため、地域の活動支援に従事させるなど実施する必要があることから、平成29年度から本市が実施主体となり復興応援隊を設置する。																												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																												
【根拠法令】 復興支援員推進要綱（平成24年1月6日付け総行人第60号） 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）【特定被災地方公共団体】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 基本方針 「絆と協働の共鳴社会づくり」																												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																												
<table><tr><td>平成24年</td><td>1月</td><td>6日</td><td>復興支援員推進要綱制定（平成24年1月6日付け総行人第60号）</td></tr><tr><td>平成24年</td><td></td><td></td><td>宮城県が実施主体となり復興応援隊設置事業開始</td></tr><tr><td>平成25年</td><td>4月</td><td>1日</td><td>みやぎ復興応援隊員設置要綱施行</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>6月</td><td>6日</td><td>実施主体の移行について宮城県と協議</td></tr><tr><td>平成27年</td><td>9月</td><td>30日</td><td>平成28年度からの実施主体の移行について県と協議</td></tr><tr><td></td><td>11月</td><td>4日</td><td>平成29年度から本市へ移行することを条件に、平成28年度復興応援隊設置事業は宮城県が継続実施</td></tr><tr><td>平成28年</td><td>5月～10月</td><td></td><td>宮城県と平成29年度事業内容等について協議</td></tr></table>	平成24年	1月	6日	復興支援員推進要綱制定（平成24年1月6日付け総行人第60号）	平成24年			宮城県が実施主体となり復興応援隊設置事業開始	平成25年	4月	1日	みやぎ復興応援隊員設置要綱施行	平成26年	6月	6日	実施主体の移行について宮城県と協議	平成27年	9月	30日	平成28年度からの実施主体の移行について県と協議		11月	4日	平成29年度から本市へ移行することを条件に、平成28年度復興応援隊設置事業は宮城県が継続実施	平成28年	5月～10月		宮城県と平成29年度事業内容等について協議
平成24年	1月	6日	復興支援員推進要綱制定（平成24年1月6日付け総行人第60号）																									
平成24年			宮城県が実施主体となり復興応援隊設置事業開始																									
平成25年	4月	1日	みやぎ復興応援隊員設置要綱施行																									
平成26年	6月	6日	実施主体の移行について宮城県と協議																									
平成27年	9月	30日	平成28年度からの実施主体の移行について県と協議																									
	11月	4日	平成29年度から本市へ移行することを条件に、平成28年度復興応援隊設置事業は宮城県が継続実施																									
平成28年	5月～10月		宮城県と平成29年度事業内容等について協議																									

⑤ 主な内容

【設置事業内容】

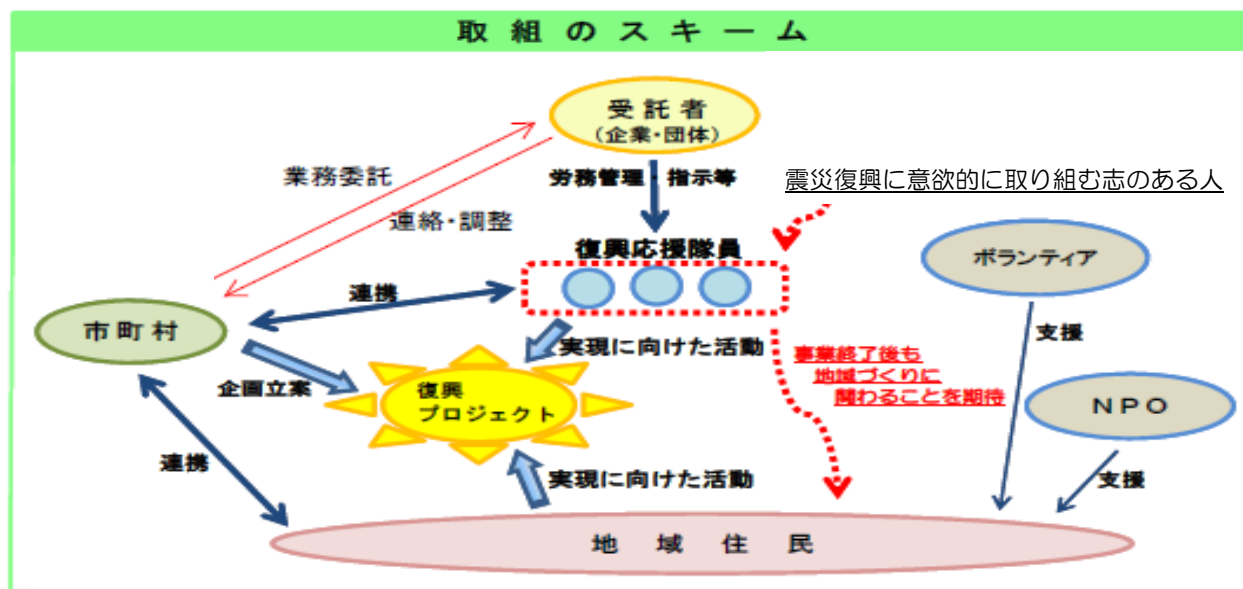
- ・復興応援隊員の雇用の受け皿となる企業・団体と業務委託契約を締結
- ・受託者は、本市に隊員を派遣（本市か隣接市町への居住が必須）
- ・隊員は、本市の支援のもと、復興に伴う地域協力活動に従事する。

【活動支援内容】

地域に根ざしたコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面の支援と、次の活動支援を行う。

- (1) 住民主体のまちづくり
- (2) 産業振興
- (3) 伝統文化行事の再開
- (4) 子どもの活動支援
- (5) 地域での支え合い体制づくり
- (6) その他地域の復興に資するための必要な活動

※平成29年度事業については、原則として平成28年度に県において実施した事業の継続とする。



⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

復興応援隊事業の支援活動を通じて地域住民等と良好な関係を構築してきた隊員の活動は、事業展開において有効であり、復興の進展に寄与することが期待できる。

【財源】

対象事業費は、震災復興特別交付税措置される。（100%措置）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

現在、県内1市2町（石巻市、女川町、南三陸町）9地区で取り組まれており、その中で、本市においては4地区で取り組んでいる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年1月 「石巻市復興応援隊員設置要綱」の制定及び告示
平成29年4月1日 施行

⑨ その他

